

新型コロナウイルス感染症等の影響に対 応するための雇用保険法の臨時特例等に 関する法律案(概要)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症による国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかつたものに対して、雇用保険法に基づく雇用安定事業として、当該労働者の失業の予防を図るため必要な事業等を行うことができることとともに、当該影響に対応するため基本手当の給付日数を延長する雇用保険法の特例措置等を講ずる。

改正の概要

1. 休業手当を受けることができない労働者に関する新たな給付制度

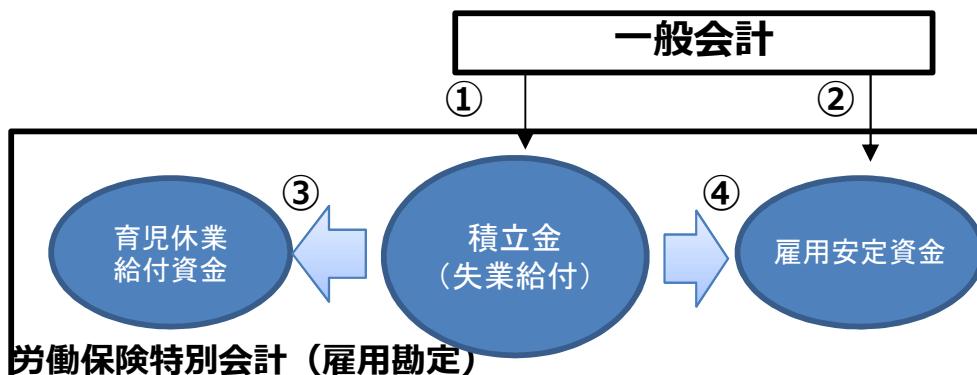
- ① 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかつた雇用保険被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することとする。
(注) 中小企業の被保険者に対し、休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給することを想定。
- ② 雇用保険の被保険者でない労働者についても、予算の定めるところにより、①に準じて、同趣旨の給付金を支給する事業を実施することとする。
- ③ ①及び②の給付金について、公租公課禁止等の措置を講ずる。
- ④ その他、調査、報告に関する規定の整備等所要の措置を講ずる。

2. 基本手当の給付日数の延長

雇用保険の基本手当の受給者について、給付日数を60日（一部30日）延長することとする。

3. 雇用保険の安定的な財政運営の確保

雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、以下の措置を講ずる（いずれも令和2年度及び令和3年度の措置）。



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることとする。
- ② 上記①の事業、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れることとする。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることとする。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることとする。